

緊急通報システム

令和8年度～

緊急通報システムのご案内

自宅で急病などの緊急事態になった時、通報装置のボタンを押すだけで救助が呼べます。

- 緊急通報システムの機能
- 通報以外にできること
- サービスについて
- 新規申請について

— いつでもみんなが安心できる —



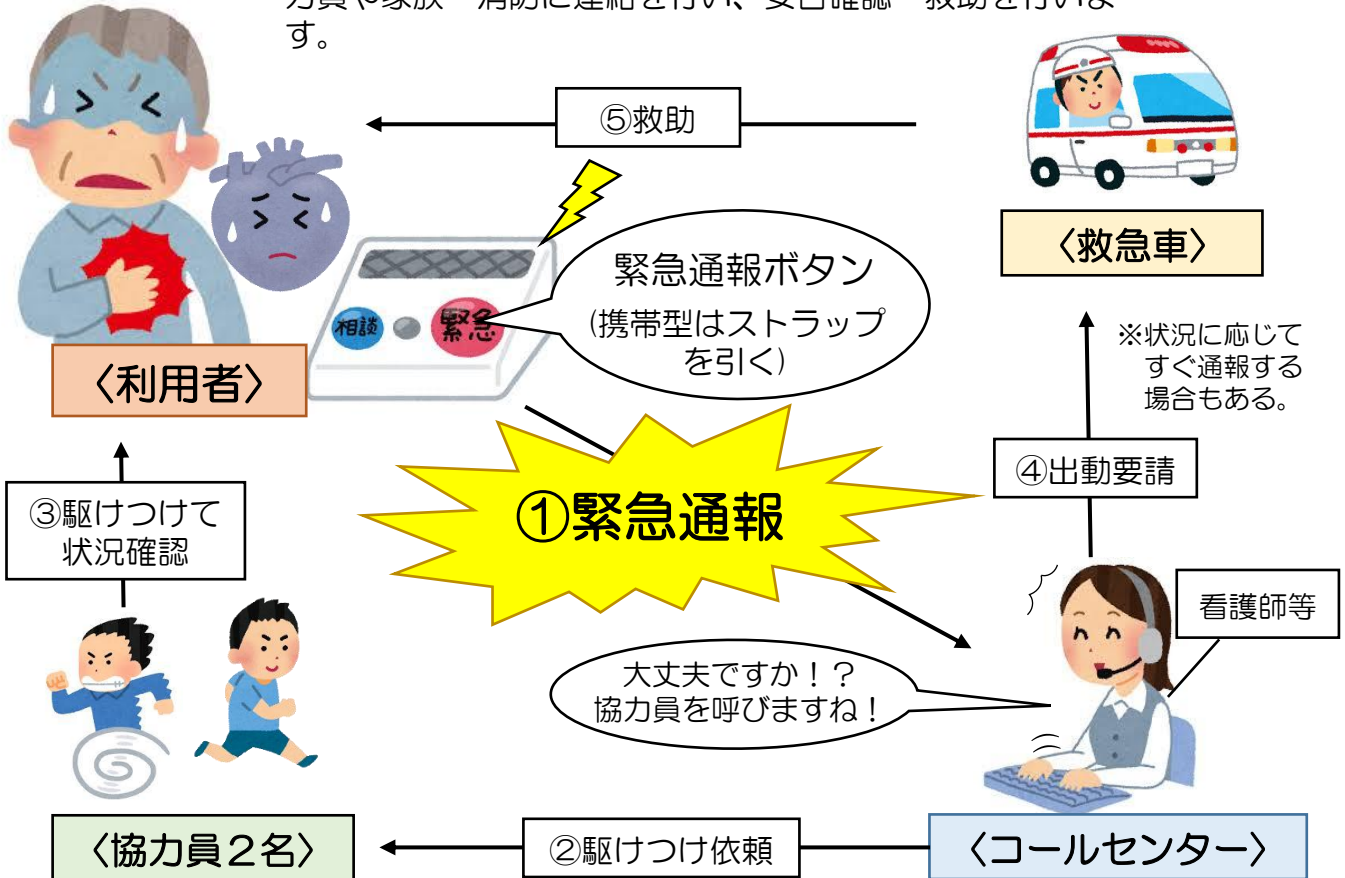
緊急通報システムの機能

機能①

《緊急通報ボタン》

(携帯型はストラップを引く)

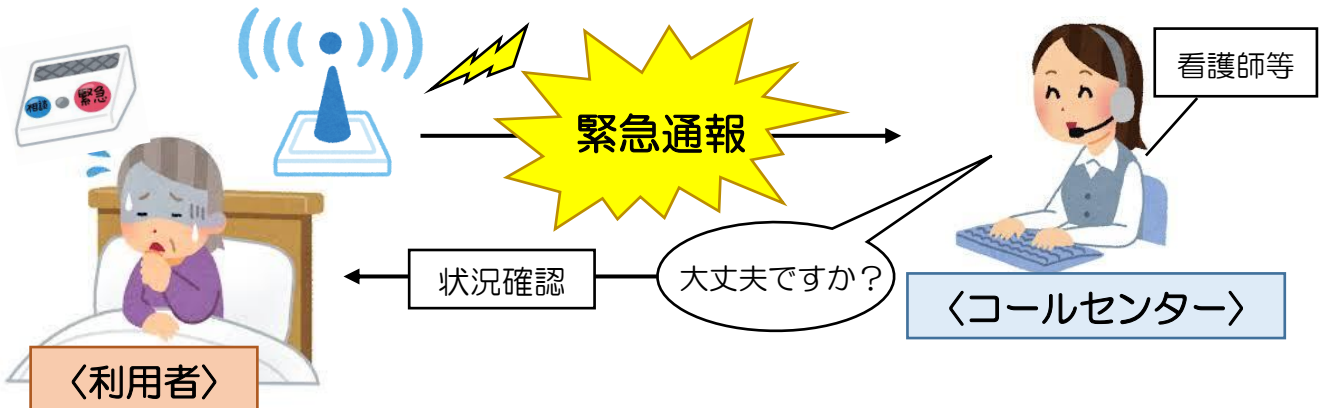
●自宅で急病などの緊急事態になった時に通報装置のボタンを押すとコールセンターにつながり、オペレーターが協力員や家族・消防に連絡を行い、安否確認・救助を行います。



機能②

《安否確認センサー》

●ボタンを押さなくても、安否確認センサーで異常を感知すると自動で通報されます。ボタンを押す間もなく倒れたり、動けなくなってしまった場合でも助けを呼ぶことができます。(3ページもご覧ください)

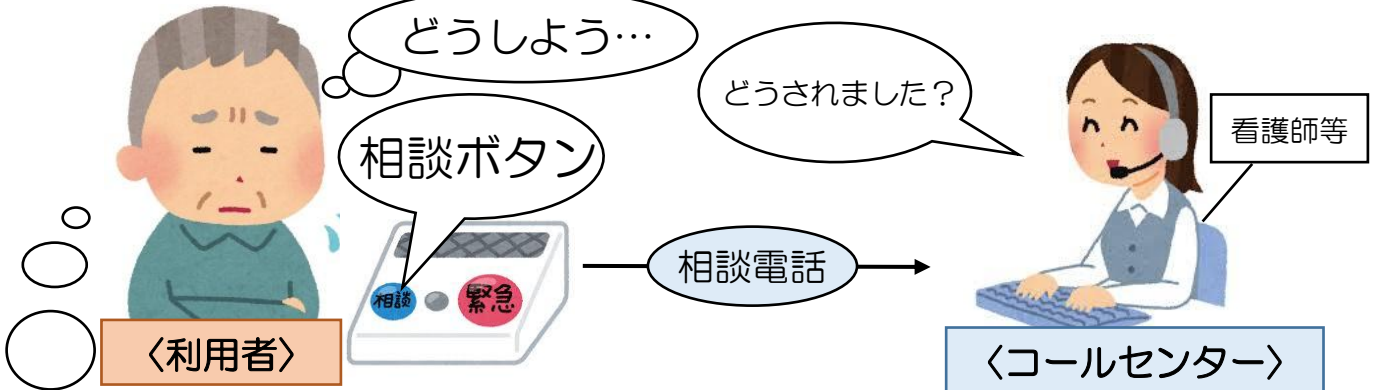


通報以外にできること～生活不安・健康相談～

機能③

《相談ボタン》

●通報だけでなく、相談が可能です。生活の中で不安なことや、健康に関することなどを相談できます。普段からちょっとした相談でボタンを押す癖をつけることで、緊急時に迷わず緊急通報ボタンを押すことができます。
(どちらのボタンも同じコールセンターにつながります。)



こんな時は、相談ボタンを押してください



家族や協力員に
連絡してほしいとき



タクシーを
呼んでほしいとき



介護サービスを利用したいとき



怪我をして
病院を探したいとき



健康に不安が
あるとき



悪質な勧誘や
訪問販売がきたとき

サービスについて

～サービス内容～

ご自宅で急病などの緊急事態に陥った時に、通報装置のボタンを押す(携帯型はストラップを引く)か、人感センサーからの異常の通報をもとに、コールセンターが近隣の緊急通報協力員(2名設定)や消防に連絡を行い、速やかに対象者の救助を行います。

～対象者～

以下のいずれかの条件を満たす、高齢者のみの世帯の方。

- ①おおむね65歳以上で、身体状況・健康状態に問題があり、常に注意が必要で、緊急時における連絡手段の確保が困難な方。
- ②85歳以上の方。

～利用料～

利用者の世帯主の市民税の課税状況により、利用者の負担額を決定します。納付方法は、納付書または指定金融機関からの口座振替となります。

階層	利用者・機器区分	月額負担額(税抜)	
A	生活保護受給世帯の方	0円	
B	市民税 非課税 世帯の方	固定型	300円
		携帯型	400円
C	市民税 課税 世帯の方	固定型	900円
		携帯型	1,000円

～通報装置について～

- 固定型・・・固定電話を持っている方。
 - 携帯型・・・固定電話を持っていない方。
- 固定型は、固定電話を設置しており、NTTアナログ回線を利用している場合に設置できます。一部の光回線にも対応していますが、停電時は使用できなくなります。固定電話を持っていない方、または、固定型が接続できない電話回線をご利用の場合は、携帯型の利用になります。
- ※固定型はボタンを押す、携帯型はストラップを引くことでコールセンターに通報されます。

～安否確認センサーについて～

安否確認センサーは、原則、新規申請すると通報装置に必ずセットで付いてきます。緊急時、ボタンを押す間もなく倒れてしまったり、体調不良で寝たきりになった際などに、自動で通報ができる機械です。

日常生活で必ず行き来する場所に設置し、24時間のうち18時間の間、利用者の動きを確認できないときに自動で通報されます。

監視カメラではなく**赤外線センサー**なので、プライバシーは守られます。

新規申請について

～申請方法～

原則、ご自身で市に申請することは出来ません。専門知識を有した方を通して申請書を書いていただく必要があります。

申請を検討している場合は、市役所長寿社会課、お近くの地域包括支援センター、担当のケアマネジャーにご相談ください。

～申請書類～

- 申請書類は3つあります。
- ・**緊急通報システム申請書**
 - ・**誓約書**
 - ・**市県民税所得課税証明書**(別途手数料が必要)(生活保護受給世帯の方は、**生活保護受給証明書**)
- 申請書・誓約書は、佐世保市のホームページからダウンロードできます。インターネットで「佐世保市 緊急通報システム」と検索していただくと、ご覧になります。
- 市県民税所得課税証明書は、市役所市民税課、各支所、宇久行政センターにて取得できます。

～協力員について～

協力員とは、緊急通報時に様子を見るために駆けつけていただく方です。

市内にお住まいの方で、近隣者、家族、民生委員、利用者の生活状況に理解のある方などのうち、**2名**設定していただく必要があります。

仮に通報時に駆け付けられない場合でも、一切責任を問われることはありません。

変更時は、利用者もしくは協力員自身が後任の方を設定する必要があります。

～申請・登録情報変更・解除について～

転居、施設入所や入院、電話番号の変更、協力員の変更などがあった場合は、必ず書類を提出していただく必要があります。

【お問い合わせ】

佐世保市役所 長寿社会課

☎0956-24-1111

(内線5321)